

第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

1 幼稚園、保育所等の現状

(1) 現在の制度の概要

事業名		概要	市内 対象施設数
幼稚園		3歳～就学前のこどもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休み等の長期休業中の預かり保育等を実施しています。教育基本法、学校教育法に基づきます。	3
認定こども園		幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認定こども園法等に基づきます。	1
認可保育所		0歳～就学前のこどもを対象に、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。児童福祉法に基づきます。	7
地域型 保育事業 (0～2歳対象)	家庭的 保育事業	保育者の居宅そのほかの場所や施設で家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に行う保育事業です。	1
	小規模 保育事業	保育者の居宅そのほかの場所や施設で家庭的保育に近い雰囲気のもとで行う保育事業です。利用定員は6～19人です。	4
	事業所内 保育事業	事業主等を事業主体として、従業員のこどもと地域の保育を必要とするこどもに対して行われる保育事業です。	0
	居宅訪問型 保育事業	障がい・疾患等で個別のケアが必要なこどもの居宅で行われる保育事業です。	0
認可外保育施設		認可を受けていない保育施設です。神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。保護者と施設の個人契約で利用します。運営内容は保育所保育指針を踏まえることが求められています。	4
企業主導型 保育事業		従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、企業が設置する認可外保育施設です。	2

市内未就学児の入所状況

			令和6年4月1日現在					合計
			1号	2号	3号			
					0歳	1歳	2歳	
① 特定教育・保育施設	認定こども園 (幼保連携型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	5	2	0	0	0	7
	認定こども園 (幼稚園型)	市内	24	34	0	7	7	72
		市外	0	1	0	0	0	1
	認定こども園 (保育所型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (地方裁量型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認可保育所	市内		414	44	115	132	705
		市外		17	1	2	5	25
施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	市内	165					165	
	市外	127					127	
小計	市内	189	448	44	122	139	942	
	市外	132	20	1	2	5	160	
② 確認を受けない幼稚園 ※⑤を除く	市内	15					15	
	市外	66					66	
③ 特定地域型保育事業	小規模保育事業 (A型) ※	市内		0	4	32	37	73
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業 (B型) ※	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業 (C型) ※	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	家庭的保育事業	市内			2	1	2	5
		市外			0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
事業所内保育事業 (定員20人以上)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
事業所内保育事業 (小規模A型基準)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
事業所内保育事業 (小規模B型基準)	市内			0	0	0	0	
	市外			0	0	0	0	
小計	市内		0	6	33	39	78	
	市外		0	0	0	0	0	
④ 認可外保育施設	市内		69	-	-	-	69	
	市外		27	-	-	-	27	
⑤ 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	市内	-	85				85	
	市外	-	46				46	
⑥ 企業主導型保育施設 (地域枠)	市内		10	6	9	9	34	
	市外	-	-	-	-	-	0	
⑦ 幼稚園接続保育	市内			-	-	-	0	
	市外			-	-	-	0	
合計	市内	204	612	56	164	187	1,223	
	市外	198	93	1	2	5	299	

※ 1号、2号、3号の3つの認定区分については P.44 を参照してください。

(2)保育所待機児童の推移

(毎年度4月1日)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
待機児童数	3歳未満児	21	4	10	10	6
	3歳以上児	1	1	3	1	0
	計	22	5	13	11	6

2 こども・子育て環境を取り巻く課題

令和5年度に実施した「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施及び集計分析業務」等からみえる子育て環境を取り巻く課題を以下に整理します。アンケートの一部については、P.63以降に掲載しておりますので、ご参照ください。

【こども・子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

②：安心して子育てできる環境の整備

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

④：相談体制の充実

⑤：ハード面での子育て支援

<地域>

⑥：子育てを支援する地域づくり

<子育て関連事業者>

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

育児休業取得率は向上しているものの、こどもの保育所入所のタイミングに合わせ育児休業期間を調整しているケースや、予定より早く職場に復帰しているケースが多くみられます。

保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用やそのほか制度の充実等総合的な観点からの教育・保育の量や質の充実を確保する必要があります。

②：安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信を持っていない人が過半数を占め、多くの人が「育児相談」や「母親の健康面の相談」等子育てへの支援をこれまで以上に求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」等子育てに自分の時間がとられ、時間に余裕がない状態にある親が多くみられます。

そのような状態から日常の子育てを楽しく安心して行うために、必要なサービスを多くの保護者が求めています。親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、主体的に子育てができる環境整備が求められます。

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

子育ての不安の解消や、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育て講座等の情報は重要です。現在、広報ずしやホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、インターネットを活用しつつも紙媒体のニーズも高いため、情報発信に関して、情報の精査だけでなく提供手法の充実が求められています。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立するとともに、子育てを通じて人と人がつながるまちづくりをめざす必要があります。

また、様々な子育てに関連する団体と連携しながら、地域での子育てに関する情報の提供を充実させる必要があります。

④：相談体制の充実

子育てに関する不安や悩み等を抱える親が増加傾向にあり、こども家庭センターの設置等相談体制を構築してきましたが、こどもの貧困問題や虐待等、こどもや若者を取り巻く社会環境は変化しているため、結婚や妊娠中から出産後、こどもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

⑤：ハード面での子育て支援

子育てをしていて特に困ることや困ったこととして、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が大きいこと等、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「こどもが安全に通れる道路がないこと」、「安心してこどもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられていますが、抜本的な改善に至っていない状況です。道路等移動に必要なインフラの改良とともに、公園遊具の充実等遊び場も充実させる必要があります。

⑥：子育てを支援する地域社会づくり

親だけが子育てを担うものではなく地域の協力が大切です。家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の交流が希薄になっています。

子育て中の親はもちろんのこと、企業等職場の関係者、学校関係者、地域の人たちそれぞれに理解される仕組みづくり等を通して世代間の交流が促進される必要があります。

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

家庭や学校を含め、過ごす場所や時間、人との関係性全てが、こどもや若者にとっての「居場所」になりえます。また、少子化やコロナ禍での人との非接触期間があったことによるこども同士の育ち合い、学び合いの機会が減少し交流が希薄になってきています。

公共施設や公的サービスのみならず民間の施設やサービスを含めた、こどもや若者が過ごす「居場所」を提供する取組みを検討する必要があります。

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

一時利用や自由なタイミングでの利用等ニーズが多様化している中、提供する子育て関連事業者の人員体制や設備が整っていないのが現状です。

より良いサービスの質の向上に向けた支援を、子育て関連事業者と一緒に検討していくことが求められています。